

平成20年5月7日

財務部契約課

解除条件付一般競争入札における配置予定技術者の重複申告の取扱いについて

本市では、競争性を確保することを目的として、同日公告の総合評価方式による解除条件付一般競争入札において、技術評価点申告書への配置予定技術者の重複申告を認めてきました。

しかし、本年4月から適用を開始した「解除条件付一般競争入札の発注標準」により競争性が確保されること、適正な工期を確保するために評価・審査期間を短縮する必要があること等から、今後は、すべての解除条件付一般競争入札案件について配置予定技術者の重複申告を認めないこととし、下記のとおり取り扱います。

記

1 解除条件付一般競争入札の配置予定技術者の重複について

解除条件付一般競争入札案件の配置予定技術者は、工事案件ごとに別人を申告することとし、同一人を重複して申告することはできないこととする。

総合評価方式以外の工事案件においては、入札参加資格の確認申請時に、既に総合評価方式に申告している配置予定技術者を申請することができないこととなる。

2 配置予定技術者が重複した場合について

誤って重複申告した場合は、落札予定者であることを問わず入札した時点で次のとおり取り扱う。

(1) 開札日が同日の案件

開札順が後の案件の入札書を無効とする。

(2) 開札日が違う日の案件

開札日が後の案件の入札書を無効とする。

3 適用日

平成20年5月1日以降の公告分から適用する。